

写

平成 29 年 12 月 28 日



日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟
会長 森 誠之
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162
FAX 03-3354-4095



株式会社ペイロール社のサービスに関し、貴会の対応を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、去る 11 月 27 日 NHK のニュース番組（おはよう日本）において「年末調整“手間減らす”サービス広がる」として、年末調整代行サービスを一般企業が行っており、導入企業が増えているとの報道がありました。報道で紹介された株式会社ペイロール（本店：東京都江東区有明 3-5-7）のホームページを確認したところ、提供する基本サービスとして①年末調整②地方税特別徴収改定があり、それぞれのサービス内容は

① 年末調整

全てのお客様を対象に、社員様へ直接、年末調整に必要な書類一式の配達、回収、内容チェック、問合せ対応を行います。書類回収のための督促業務、源泉徴収票の配布、各地方自治体への給与支払報告書提出も行います。

② 地方税特別徴収改定

「税額通知書をペイロールに転送していただき、開封、内容チェック、弊社基幹システム登録を行った後、個人控えを社員様に、企業控えを人事部様に納品します。各地方自治体からの問合せ対応も弊社にて行います。

と説明されています。

それぞれのサービスにおいて税理士法に抵触する可能性があります。

ニュースによれば、ペイロール社への一般企業からの問い合わせは増加しており、このままの状況を放置すれば、社会的影響が大きくなることが想定されるため、是非我々税理士の代表たる貴会に対し、ペイロール社に対する対応、また税理士業務は税理士のみができるとの周知徹底の 2 点を要望させていただきます。

以上